

薬発第 347 号

昭和47年4月15日



各都道府県知事 殿

厚生省薬務局長

医薬品再評価に関し、資料提出を必要とする  
有効成分等の範囲について—その2 (通知)

医薬品再評価の実施については、昭和46年12月  
16日付薬発第1179号をもつて通知したところ  
あるが、同通知に基づき下記に該当する品目について、  
その資料を昭和47年7月15日までに提出するよう  
貴管下関係各業者に周知徹底方よろしく願います。

記

単味剤である医療用医薬品であつて、別記の有効成  
分を含有するもの。ただし、外用剤を除く。

## 1 精神神経用剤

次に掲げるものまたはその塩類

(1) オキサゼパム

グロルジアゼボキサイド

ジアゼパム

(2) エクチル尿素

メプロバメート

(3) アミトリプチリン

イミプラミン

オピプラモール

デスメチルイミプラミン

トリミプラミン

メリトラセン

(4) イソカルボキサジド

サフラジン

ナイアラマイド

フェネルジン

フェンブラジン

(5) アルギニン

アルギニングルタメート

グルタミン酸

ガンマーアミノ酪酸

(6) ジメチルアミノエタメール

ヒドロキシジン

ヘマトポルフィリン

上記有効成分を含有する医薬品であつて他の薬効を  
標榜するものを含む。

## 2 ビタミン等代謝性製剤

次に掲げるものまたはその塩類

(1) フラビンアデニンジヌクレオチド

リボフラビン

酪酸リボフラビン

リン酸リボフラビン

(2) ピリドキシン

リン酸ピリドキサミン

リン酸ピリドキサーール

(3) トコフェロール

コハク酸トコフェロール

酢酸トコフェロール

## 3 抗菌製剤

次に掲げるもの又はその塩類

(1) エリスロマイシン

エチルコハク酸エリスロマイシン

エチル炭酸エリスロマイシン

グルコヘプトン酸エリスロマイシン

ステアリン酸エリスロマイシン

プロピオン酸エリスロマイシン

ラクトビオン酸エリスロマイシン

(2) キタサマイシン

アセチルキタサマイシン

酒石酸キタサマイシン

(3) トリアセチルオレアンドマイシン

オレアンドマイシン

(4) スピラマイシン

アセチルスピラマイシン

(5) コリスチン

コリスチンメタンスルホン酸

(6) アムホテリシン B

カルボマイシン

ノボピオシン

バシトラシン

パロモマイシン

フシジン酸

フラジオマイシン

ポリミキシン B

リンコマイシン